

～取引ルールを守りましょう～

特定商取引法講習会

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供等、7つの特定商取引における事業者の禁止行為等の行政規制やクーリングオフ制度等が定められている「特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)(以下「特定商取引法」)」が改正され、業務停止命令の期間の伸長など、悪質な事業者への対応等が強化されました。(平成29年12月1日施行)

大阪府では、事業者の方に特定商取引法の内容をご理解いただき、法令等を遵守し、消費者との適正な取引を行っていただくため、下記のとおり府内で事業を行っている事業者及び事業者団体の方を対象に講習会を開催します。

【訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け】

と き 平成30年12月14日(金)
午後2時30分～午後4時30分

ところ 大阪赤十字会館 3階 301会議室
大阪市中央区大手前2-1-7
※地下鉄谷町線「天満橋」駅 徒歩5分
京阪電車「天満橋」駅 徒歩7分

講師 弁護士 ^{うえむら} ^{かずお} 上村 一央 氏
(大阪弁護士会所属・大阪弁護士会消費者保護委員会副委員長)

内容 特定商取引法の目的、取引類型別事業の行政規制、民事ルール等の解説、改正特定商取引法の概要

定員 200人(定員を超えた場合は抽選となります)

対象 大阪府内で「訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供」を行う事業者及び事業者団体



◇申込方法・申込期間

■インターネット(電子申請)をご利用の場合【平成30年11月22日(木)午後5時受信分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス(下記 URL)からお申込み下さい。

〔電子申請URL〕 <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukid=2018100001>

■ファクシミリ・郵送の場合

別紙「参加申込書」により、ファクシミリ又は郵送でお申込み下さい。

〔申込み先〕

□ファクシミリ【平成30年11月22日(木)午後5時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループあて

□郵送【平成30年11月22日(木)到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪府消費生活センター事業グループ あて

※電話による申し込みの受付は行いません。

※参加の可否は平成30年11月26日(月)以降にお知らせします。



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。特定商取引法講習会は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

◇主催 大阪府

〔問い合わせ先〕 大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)

